

朝霞市条例第 1 0 号

朝霞市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

朝霞市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9 年朝霞市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

非常勤消防団員退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5 年 以 上	10 年 以 上	15 年 以 上	20 年 以 上	25 年 以 上	30 年 以 上	35 年 以 上
	10 年 未 満	15 年 未 満	20 年 未 満	25 年 未 満	30 年 未 満	35 年 未 満	
団 長	239,000 円	344,000 円	459,000 円	594,000 円	779,000 円	979,000 円	1,079,000 円
副 団 長	229,000 円	329,000 円	429,000 円	534,000 円	709,000 円	909,000 円	1,009,000 円
分 団 長	219,000 円	318,000 円	413,000 円	513,000 円	659,000 円	849,000 円	949,000 円
副 分 団 長	214,000 円	303,000 円	388,000 円	478,000 円	624,000 円	809,000 円	909,000 円
部 長 及 び 班 長	204,000 円	283,000 円	358,000 円	438,000 円	564,000 円	734,000 円	834,000 円
団 員	200,000 円	264,000 円	334,000 円	409,000 円	519,000 円	689,000 円	789,000 円

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。